

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休むとき)
の翌日

◇告 示 目 次

教育職員免許状の授与
健康保険法による保険医療機関の指定
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
鳥取県森林審議会規程の廃止
道路の位置の指定

告 示

鳥取告示第四百七十七号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第一項の規定

名 称	所 在 地	診 療 科
皆生病院	米子市西福原	精神・神経科
フクミツ医院	倉吉市堺町	産婦人科
中路歯科医院	八頭郡若桜町	歯科
松本	鳥取市上魚町	内科、小児科、放射線科
竹田内科医院	米子市昭和町	内科、小児科、放射線科
鳥取県職員歯科診療所	鳥取市東町 県庁内	歯科
西田内科	倉吉市堺町二丁目	胃腸科、循環器科、呼吸器科、放射線科
川本	上井町一丁目	呼吸器科、消化器科、循環器科、放射線科

に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番 号 氏 名 本籍地

高等学校教諭二級普通免許状 昭四〇高二普第一号 濱崎 良子 鳥取県

鳥取告示第四百七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
近藤 務	昭四十年九月一日	甲表点数表	
福光 智司	昭四十年九月一日	乙表点数表	
谷口 光世	昭四十年九月八日	歯科点数表	
松本 治男	昭四十年九月一日	乙表点数表	
竹田 明	昭四十年九月十一日	乙表点数表	
石破 二朗	昭四十年九月十三日	歯科点数表	
西田龍之介	昭四十年九月十一日	乙表点数表	
川本 悦夫	昭四十年九月十一日	乙表点数表	

鳥取県告示第四百七十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ピロプラズマ病検査、ニューカッスル病予防注射、だに駆除及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射、駆除及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ピロプラズマ病及びニ

ューカッスル病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

イ 結核病検査及びブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、

分べん前一月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ロ 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ハ ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ニ ニューカッスル病予防注射

種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射、駆除及び投薬の方法

イ 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

ロ ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

ハ 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

ニ 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

ホ ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

ヘ だに駆除 BHC散布

ト ニューカッスル病予防注射 ニューカッスル病予防液皮下注射

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

一 実施の期日 実施区域 実施場所

十月	一日	十月	四日	大栄町	別所、妻波、大谷検診場
"	四日	"	七日	"	西穂波、島、穂波
"	五日	"	八日	"	六尾、瀬戸
"	六日	"	九日	"	西高尾、東高尾
"	七日	"	十一日	"	下種、亀谷
"	八日	"	十二日	東伯町	別宮、宮場
"	九日	"	十二日	"	八反田、上法万、法万
"	十一日	"	十三日	"	杉下、森藤
"	十二日	"	十四日	"	上光好、下光好
"	十三日	"	十五日	"	美好、下大江
"	十四日	"	十八日	"	比山、平和
"	十五日	"	十八日	"	田越、笠見

十月	十六日	十九日	日南町	三栄、丸山、矢戸
十八日	二十日	河上、神福、大田		
十九日	二十一日	白谷、豊栄		
二十日	二十二日	法勝寺、大園		
二十一日	二十三日	八郷		
二十二日	二十五日	西伯町	大園	
二十三日	二十六日	会見町	賀野	
二十五日	二十七日			
二十六日	二十八日	岸本町	八郷	
二十七日	二十九日			
二十八日	三十日	西伯町	天津	
二十九日	十一月 一日		上長田	
十一月 二日	四日	岸本町	幡郷	
四日	六日		大幡	
五日	八日	西伯町	東長田	
六日	九日	米子市	春日	
八日	十日	日吉津村	日吉津村	
九日	十一日	伯仙町	浅山	
十月 一日	四日	溝口町	岩立、金屋谷、大平原、上野	
四日	七日		宇代、中祖、宮原、白水、根原	
一日	四日	名和町	庄内、東高田	
四日	七日		大雀	
五日	八日		小竹、上坪	

六月	九日	西坪、豊成
一日	四日	岸、岸木地、大父木地、大父
四日	七日	金屋、高岡検査場、畜産試験場
五日	八日	上中村、太一垣、出上、佐崎検査場
六日	九日	八幡、向原
十二日	十五日	坂ノ上、笠津
十五日	十八日	福永、小田
十九日	二十二日	中尾、上伊勢、金屋
十三日	十六日	浦安診療所、浦安家畜市場
十八日	二十一日	二軒家検査場
十九日	二十二日	別所、赤碓家畜検査場
二十二日	二十五日	公文、三保、倉坂、一ツ尾
二十五日	二十八日	吉原、大河原
二十六日	二十九日	下蚊屋、宮市
二十九日		江尾、久連
		大坂、富江、栃原
		俣野、州河崎
		美用、小原、杉谷

ニユーカツスル病予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

十月一日 米子市 各種鶏場巡回

二日 " " " "

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

十月	一日	西伯町	法勝寺、大國検診場
"	二日	"	大國"
"	四日	岸本町	八郷"
"	五日	"	"
"	六日	西伯町	天津"
"	七日	"	上長田"
"	八日	岸本町	幡郷"
"	九日	"	大幡"
"	十一日	西伯町	東長田"
"	十二日	米子市	春日"
"	十三日	日吉津村	日吉津"
"	十四日	伯仙町	浅山"
"	二日	大栄町	別所、妻波、大谷"
"	四日	"	西穂波、島、穂波"
"	五日	"	六尾、瀬戸"
"	六日	"	西高尾、東高尾"
"	七日	"	下種、龜谷"
"	八日	東伯町	別宮、宮場"
"	九日	"	八反田、上法万、法万"
"	十一日	"	杉下、森藤"
"	十二日	"	上光好、下光好"
"	十三日	"	美好、下大江"

十月	一日	日南町	折渡、粟谷検診場
"	十四日	大栄町	比山"
"	"	東伯町	平和"
"	十五日	"	笠見、八橋田越"
"	十六日	倉吉市	服部、大立、下米積"
"	十八日	"	大河内、森、北谷農協"
"	十九日	"	福光、不入岡、服部開拓"
"	二十日	"	中田、古川、広瀬"
"	二十一日	"	小鴨農協、大宮、福守"
"	二十二日	"	国府、国分寺、大沢"
"	二十三日	"	津原、灘手、上神"
"	二十五日	"	北谷農協"
"	二十六日	赤碓町	金屋、高岡"
"	二十七日	"	上中村、太一垣、出上検診場
"	二十八日	"	八幡、向原"
"	二十九日	東伯町	福永、山田"
"	三十日	"	中尾、上伊勢、金屋"
"	十四日	江府町	吉原、大河原"
"	二十日	"	下蚊屋、宮市"
"	二十三日	"	江尾、久連"
"	二十七日	溝口町	大阪、富江、栃原"
"	三十日	江府町	俣野、州河崎、美用、小原"
実施期日	実施区域	ピロプラズマ病検査及びびに駆除	
十月	一日	日南町	折渡、粟谷検診場
実施期日	実施区域	実施場所	

二日	河上、宮内
四日	萩山、滑
五日	大菅、大原
六日	下花口、神戸上
七日	豊坂、白谷
八日	大河原
九日	富海
十一日	上大立
十二日	木地山
十三日	大谷
十四日	才谷
十五日	河原
十六日	船岡家畜市場
十六日	河原町
十三日	日南町
十四日	新山
十六日	茶屋、代木谷
二十日	折渡、下花口
二十五日	福万来
二十七日	神戸上、鉄穴内
二十九日	上坂、白谷
二十九日	笠木

鳥取県告示第四百八十号

鳥取県森林審議会規程(昭和二十六年九月鳥取県告示第四百二十一号)は、廃止する。

昭和四十年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十一号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年九月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

鳥取市岩倉三九二、鳥取市岩倉字上樋掛 四五〇番三の一部 幅員 四メートル (地先水路の一部を含む。)

中島 広蔵 岩美郡国府町大字奥谷字豆田 延長 一〇二・七メートル (地先水路の一部を含む。)